

# 伊勢志摩構想区域

## 公立病院経営強化プランの策定に係る 地域医療構想との整合性について



# 1. 経緯

---

2. 地域医療構想との関係について

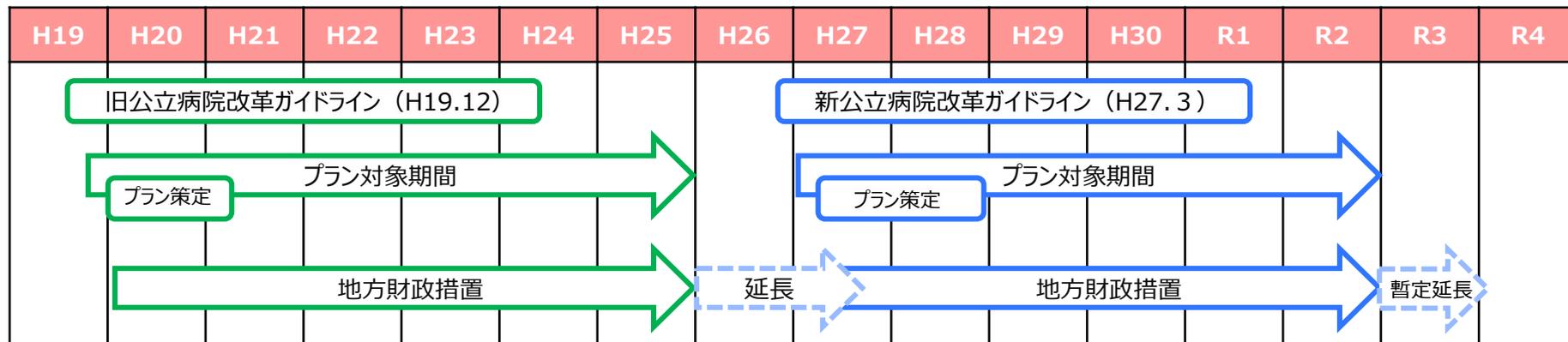
3. 地域医療構想調整会議での協議事項について

4. 今後のスケジュール

5. 伊勢志摩地域の公立病院経営強化プラン概要



- 病院事業を設置している地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、新公立病院改革プランを策定し、病院事業経営改革に取り組んでいただけてきたところ。



## 前回（平成29年度の際の議論について）

- 「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付）において、公立病院について、病院ごとに、「新公立病院改革プラン」を策定したうえで、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえ、平成29年度中に平成37年（2025年）に向けた具体的対応方針を協議することとされた。

平成29年度第2回地域医療構想調整会議において、新公立病院改革プランでの今後の担うべき役割、及び主な取り組み内容等を記載した概要資料を各医療機関に作成していただき、議論した。

## 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」について

- 公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その重要性が改めて認識されたところである。
- 一方、公立病院は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け自治財政局長通知）を踏まえ、令和2年度までを標準対象期間とする新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組んできたが、依然として、医師不足等による厳しい経営状況が続いている。今般の感染症対応では、感染症拡大時に備えた平時からの取組の重要性が浮き彫りにされた。
- また、地方財政審議会からは、「各地方自治体における公立病院改革に関するこれまでの取組を検証するとともに、厚生労働省における感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方等も勘案しながら、感染症への対応の視点も含めた**持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めるための方策を検討すべき**」（令和3年5月21日「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」）との意見が示されている。

このような状況を踏まえ、感染症対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、令和3年度に計8回の検討会が開催され、公立病院については、公立病院経営強化プランを策定することとされた。

# 【参考】「公立病院経営強化の推進について（通知）」（令和4年3月29日付）

## ● 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

### 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する**という視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

### 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

### 公立病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。  
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

#### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

#### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

#### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の**新設・建替**等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

### 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

### 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

## 公立病院経営強化プランの内容

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

## ポイント

- 第8次医療計画の記載事項として「新興感染症等の感染拡大時の医療」が加わることも踏まえ、**新たに記載事項に追加**。

### 【平時からの取組の具体例】

- ・ 感染拡大時に活用しやすい病床等の整備
- ・ 各医療機関の間での連携・役割分担の明確化
- ・ 専門人材の確保・育成 等

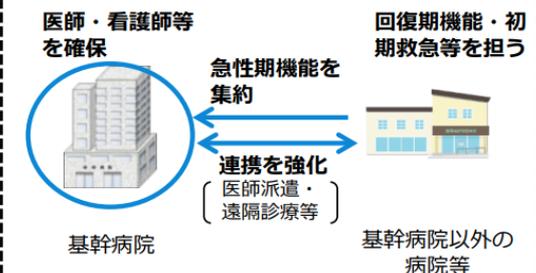
## ポイント

- 前ガイドラインでは「改革」プランという名称だが、**持続可能な地域医療提供体制の確保のための「経営強化」に主眼**を置き、「経営強化」プランとした。

## ポイント

- 前ガイドラインの「再編・ネットワーク化」に代わる記載事項。「再編・ネットワーク化」と比べ、**病院や経営主体の統合よりも、病院間の役割分担と連携強化に主眼**。

### 機能分化・連携強化のイメージ（例）



## ポイント

- **医師・看護師等の不足**に加え、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られることも踏まえ、**新たに記載事項に追加**。

### 【具体的な記載事項】

- ・ 基幹病院から中小病院等への積極的な医師・看護師等の派遣
- ・ 若手医師の確保に向けたスキルアップを図るための環境整備（研修プログラムの充実、指導医の確保等）
- ・ 医師の時間外労働の縮減の取組（タスクト/シェア、ICT活用等）

1. 経緯

2. 地域医療構想との関係について

---

3. 地域医療構想調整会議での協議事項について

4. 今後のスケジュール

5. 伊勢志摩地域の公立病院経営強化プラン概要



## 地域医療構想の進め方について（令和4年3月24日付医政発0324第6号）

- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を**具体的対応方針として策定したうえで、地域医療構想調整会議において協議**する。

## 公立病院経営強化の推進について（令和4年3月29日付総財準第72号）

- 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付医政発0324第6号）により、当該公立病院の地域医療構想に係る**具体的対応方針**として位置づけることとされていることも踏まえ、**地域医療構想と整合的であることが求められる**。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、**個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要**である。
- 当該公立病院の将来の病床機能の在り方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推定年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じたうえで、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。

公立病院経営強化プラン

整合的

地域医療構想  
(具体的対応方針)

1. 経緯
2. 地域医療構想との関係について
3. 地域医療構想調整会議での協議事項について
4. 今後のスケジュール
5. 伊勢志摩地域の公立病院経営強化プラン概要



- 公立病院経営強化プランの内容の中で、特に地域医療構想との関係性が強く、整合性の確認が必要な「役割・機能の最適化と連携の強化」について、各医療機関にプランの概要を作成いただき、協議していただく。

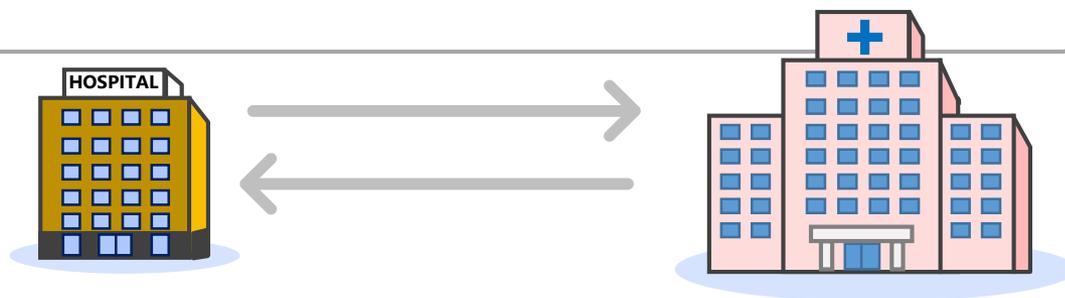
役割・機能の最適化と連携の強化	公立病院経営強化プランへの記載事項
① 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各公立病院は、地域医療構想や今般の新型コロナ対応の経験などを踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが必要である。このため、<b>地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能について記載</b>する。</li> <li>● 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。</li> <li>● 地域医療構想の推定年である令和7年（2025年）及びプラン最終年度における<b>機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合は、その概要を記載</b>する。</li> </ul>
② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムは密接に結びついていることを踏まえ、<b>地域包括ケアシステムの構築に向けて当該公立病院が果たすべき役割・機能について記載</b>する。</li> </ul>
③ 機能分化・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、<b>限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用することが必要</b>である。</li> <li>● そのためには、<b>地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を改めて見直し、明確化・最適化したうえで、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めることが必要</b>である。</li> </ul>

## これまでの地域での協議内容と乖離がないか

- 公立病院経営強化プランについては、地域医療構想と整合的であることが求められていることから、地域医療構想調整会議等での議論や地域での協議内容と乖離がないかをご議論いただきたい。

## 地域で求められる役割・機能等となっているか

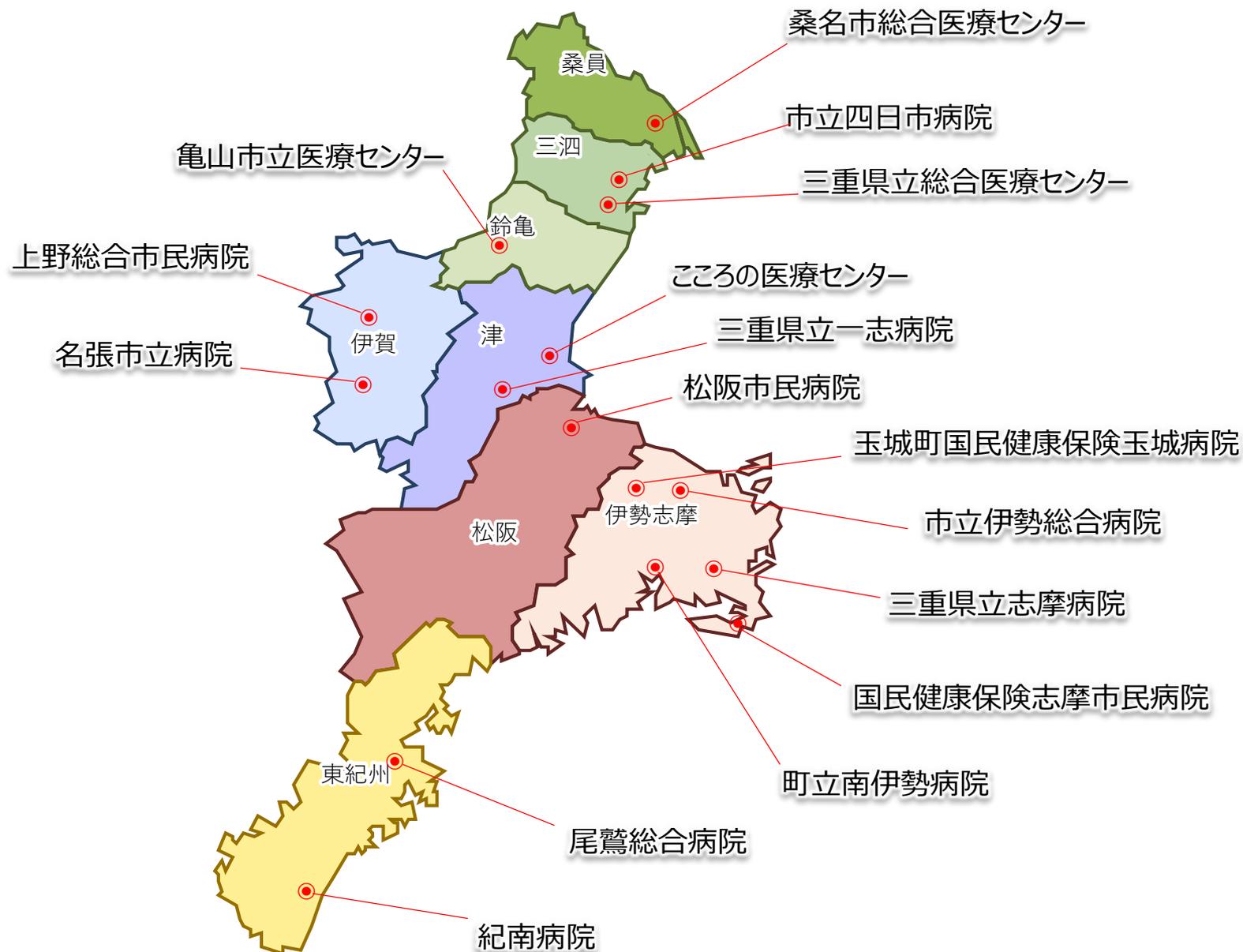
- 今回の公立病院経営強化プランでは、新たに「病院間の役割分担と機能強化」に主眼が置かれていることから、各公立病院のプラン概要を基に、機能分化・連携強化についてご議論いただきたい。



## その他

- 将来の病床数に変更がある場合や、病床機能を変更する場合は、その理由について確認し、各地域の方向性と一致しているかをご議論いただきたい。

# 【参考】公立病院経営強化プランの策定が必要な医療機関



1. 経緯
  2. 地域医療構想との関係について
  3. 地域医療構想調整会議での協議事項について
  4. 今後のスケジュール
- 
5. 伊勢志摩地域の公立病院経営強化プラン概要



9～10月

- 第2回地域医療構想意見交換会・調整会議  
公立病院経営強化プランの概要について協議

地域医療構想との整合性について確認

～R6年  
3月

- 公立病院経営強化プランの策定  
各自治体において、公立病院経営強化プランの策定

自治体によっては、プランについて議会への上程やパブリックコメントを実施し、プランが完成

R6年  
3月ごろ

- 第3回地域医療構想調整会議

各医療機関の公立病院経営強化プランについて確認

R6年  
4月～

- 公立病院経営強化プランの対象期間開始

## 1

### 経営強化プランの点検・評価・公表

関係地方公共団体は、経営強化プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。評価の過程においては、例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。

## 2

### 積極的な情報開示

関係地方公共団体は、上記の点検・評価・公表に際し、立地条件や病床規模が類似した他の公立病院や民間病院等における状況等を併せて明らかにするなど、当該公立病院の現状について住民が理解・評価しやすいよう、積極的な情報開示に努めるものとする。

## 3

### 経営強化プランの改訂

関係地方公共団体は、上記①および②の点検・評価の結果、経営強化プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合や、**経営強化プラン策定後に第8次医療計画の策定や地域医療構想の改訂等により地域医療構想等と齟齬が生じた場合**などには、抜本的な見直しを含め経営強化プランの改訂を速やかに行うべきである。

**次年度以降の地域医療構想調整会議においても、適宜地域医療構想と経営強化プランの整合性について協議の場を設けることとする。**

1. 経緯
  2. 地域医療構想との関係について
  3. 地域医療構想調整会議での協議事項について
  4. 今後のスケジュール
  5. 伊勢志摩地域の公立病院経営強化プラン概要
- 



# 1. 市立伊勢総合病院

---

2. 玉城町国民健康保険玉城病院

3. 三重県立志摩病院

4. 国民健康保険志摩市民病院

5. 町立南伊勢病院



## 病床数について

	病床数（現在）※1		2025年度に持つべき 医療機能ごとの病床数※2
高度急性期	20	→	20
急性期	160		160
回復期	100		109
慢性期	20		11
（合計）	300		300

※1 令和5年7月1日現在の機能別病床数を記載

※2 ※1と同様に具体的対応方針の見直し等に係る調査での記載内容を転記

## 病床機能を変更する理由

### ア. 病床数（現在）から2025年度に持つべき医療機能ごとの病床数への変更理由

- 手術件数及び救急患者数等の増により、新入院患者数が増加しているため、急性期病床から回復期病床（地域包括ケア病床・回復期リハビリテーション病床）への転棟を促進しているが、急性期病床の稼働率は高く、時期や曜日によっては、急性期病床の運用が困難な状況にある。
- そのため、更なる回復期病床（地域包括ケア病床）への転棟の促進、また、今後、増加が見込まれる高齢者のポストアキュート・サブアキュートへの対応、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割を担うため。

## 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割

- 地域に必要な急性期機能を担いながら、急性期から回復期・慢性期まで、切れ目のない医療の提供を行うとともに、引き続き、地域に必要な医療機能の充実を図る。
- 関係機関と連携し、予防医学の充実及び災害拠点病院としての役割を果たす。

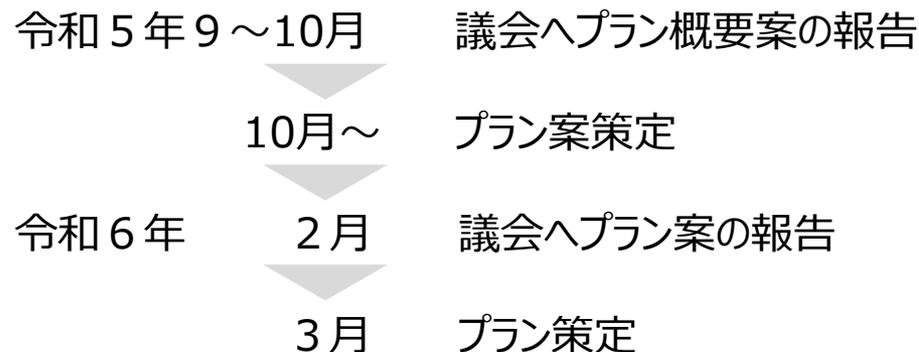
## 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 地域の医療機関等の役割に応じた連携を図り、急性期から回復期・慢性期までの医療の提供を行い、在宅復帰を支援する。

## 機能分化・連携強化の取り組み

- 地域医療支援病院として、地域の医療機関との役割分担・連携の強化を図る。

## 本年度のプランの策定スケジュールについて



1. 市立伊勢総合病院

2. 玉城町国民健康保険玉城病院

---

3. 三重県立志摩病院

4. 国民健康保険志摩市民病院

5. 町立南伊勢病院



## 病床数について

	病床数（現在）※1		2025年度に持つべき 医療機能ごとの病床数※2
高度急性期		→	
急性期			
回復期			
慢性期	50		50
（合計）	50		50

※1 令和5年7月1日現在の機能別病床数を記載

※2 ※1と同様に具体的対応方針の見直し等に係る調査での記載内容を転記

## 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割

- 回復期機能を維持するとともに、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う。

## 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう近隣の急性期病院・診療所や在宅から入院患者を受け入れ、在宅復帰に向けての治療、退院後の訪問診療、併設の老健などと連携していくことで、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う。

## 本年度のプランの策定スケジュールについて

- 令和5年度に策定予定

1. 市立伊勢総合病院
2. 玉城町国民健康保険玉城病院
- 3. 三重県立志摩病院**

---
4. 国民健康保険志摩市民病院
5. 町立南伊勢病院



## 病床数について

	病床数（現在）※1		2025年度に持つべき 医療機能ごとの病床数※2
高度急性期		→	
急性期	206		206
回復期	30		30
慢性期			
（合計）	236		236

※1 令和5年7月1日現在の機能別病床数を記載

※2 ※1と同様に具体的対応方針の見直し等に係る調査での記載内容を転記

## 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割

（現在の地域医療構想をふまえた役割として記載）

- 高度急性期を担う伊勢赤十字病院との連携の下、志摩地域の二次救急医療や災害医療等を担う急性期病院としての役割
- 地域包括ケア病棟の運用による回復期機能の役割
- へき地医療拠点病院としての役割（代診医の派遣や巡回診療）

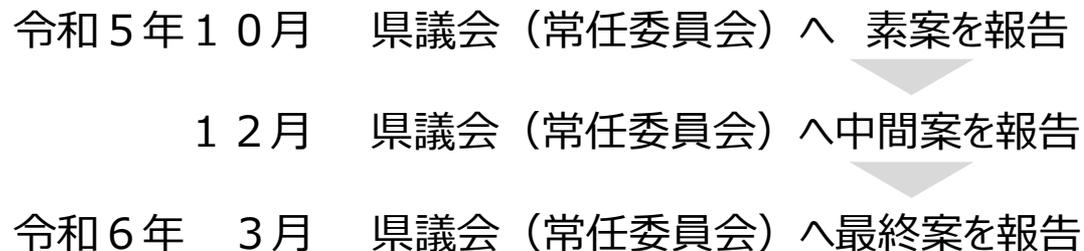
## 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 地区医師会との連携による医療・介護・福祉の関係機関との顔の見える関係づくりの推進
- 在宅療養後方支援病院として、連携医療機関からの緊急入院受入れのための体制整備
- 志摩医師会、志摩市消防本部との連携による在宅医療病診連携救急システムの運用
- 地域包括ケア病棟の安定的な運用による在宅療養患者の急変時の受入れと在宅復帰支援
- 救急医療の提供

## 機能分化・連携強化の取り組み

- 地域医療支援病院として、一次医療を担う地域の診療所等と連携
- 志摩地域唯一の二次救急医療を担う病院として救急患者を受入れるとともに、受入困難な患者に対しては消防本部や三次救急医療機関等と連携

## 本年度のプランの策定スケジュールについて



1. 市立伊勢総合病院
2. 玉城町国民健康保険玉城病院
3. 三重県立志摩病院
4. 国民健康保険志摩市民病院
5. 町立南伊勢病院



## 病床数について

	病床数（現在）※1		2025年度に持つべき 医療機能ごとの病床数※2
高度急性期		→	
急性期			
回復期			
慢性期	60		60
（合計）	60		60

※1 令和5年7月1日現在の機能別病床数を記載（全77床のうち60床稼働、17床休床。将来的には休床の稼働を検討中）

※2 ※1と同様に具体的対応方針の見直し等に係る調査での記載内容を転記

## 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割

- 急性増悪期を脱して回復期に入った高齢者への医療（ポストアキュート）や、手術などは要しないが一時的に状態が悪化した高齢者への医療（サブアキュート）を担うこと。

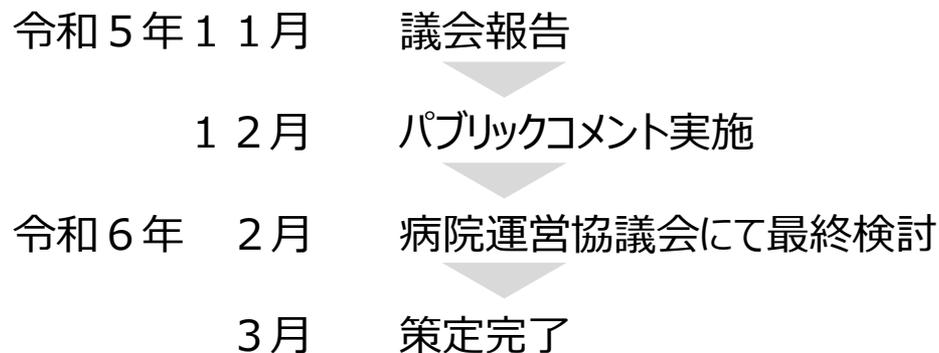
## 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 在宅の高齢者の健康の維持や重篤化の防止のための医療提供を強化して、高齢者が住み慣れた地域での生活の維持を支援する機能を有すること。つまり、高齢者を支えて家族を支えて市民を支える医療の提供が果たすべき役割と考える。

## 機能分化・連携強化の取り組み

- 基幹病院である伊勢赤十字、県立志摩の各病院との連携を一層強化し、急性増悪期を脱して回復期に入った高齢者が、自宅に戻るまでの医療と適切なリハビリテーションを提供する地域包括ケア病棟の維持が不可欠と考える。

## 本年度のプランの策定スケジュールについて



1. 市立伊勢総合病院
  2. 玉城町国民健康保険玉城病院
  3. 三重県立志摩病院
  4. 国民健康保険志摩市民病院
  5. 町立南伊勢病院
- 



## 病床数について

	病床数（現在）※1		2025年度に持つべき 医療機能ごとの病床数※2
高度急性期		→	
急性期	50		
回復期			50
慢性期			
（合計）			

※1 令和5年7月1日現在の機能別病床数を記載

※2 ※1と同様に具体的対応方針の見直し等に係る調査での記載内容を転記

## 病床機能を変更する理由

### ア. 病床数（現在）から2025年度に持つべき医療機能ごとの病床数への変更理由

- 当院は一次救急の機能を保持しつつ近隣の高度急性期、急性期病院との連携をさらに密にすることにより、当地域での地域急性期機能を発揮していく。高度急性期及び急性期病院からの回復期患者の受け皿として、在宅支援機能を持つ地域包括ケア病床を現在の9床から過半数に増床することにより回復期機能を強化していくこととしたため。

## 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割

- 高齢化と過疎化の急速な進行に加え、高次医療機関からも遠隔地にある南伊勢町において、住民が必要とするときに必要な医療が受けられるようにするため、小規模ではあるが、今後も必要とされている、診療・予防・在宅支援・救急・災害対応・地域医療研修の6つの機能を併せ持つ「小規模多機能型病院」への取り組みを進めている。そのため、当町の医療の拠点病院としての役割を担うための整備を引き続き行っていく。

## 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 南伊勢町が策定した「地域医療・ケアビジョン」を基にした持続可能な地域医療の実践を行っていく。この中でも当院は、地域包括ケアシステムの拠点施設であると位置づけており、特に高齢者世帯が多くなってきていることから、訪問診療や訪問看護等と地域包括ケア病床の入院機能による「在宅支援機能」の強化を図っていく。

## 機能分化・連携強化の取り組み

- 南伊勢町内の入院可能な医療機関は、当院と有床診療所である南島メディカルセンターがあり、経営主体は異なっているが、両医療機関とも設置者は町である。このため南伊勢町の医療体制を一体的なものとしてとらえ、双方の医療機関の町内で果たすべき役割や連携方法をより明確にするとともに、相互協力体制の強化等の対策を進めている。その中でも特にかかりつけ医の確保、在宅医療の充実、患者の転院・受け入れにかかる相互の連携体制への対応等双方の機能分化と連携の強化を図っていく。

## 本年度のプランの策定スケジュールについて

12月に議会への報告を予定している。